

市町村・道府県民税課税証明書

納税義務者	住所 氏名	見本
-------	----------	-----------

市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します
 ※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

年度	所得の金額	税額		
平成 年度 (平成 年分所得)	収入金額	所得割額		均等割額
	給与	市町村民税	道府県民税	年 税 額
	公的年金等			

所得の金額の内訳	本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額
総所得 (内給与)	特別障害者	控対配	雑損	総所得
土地等事業雑	その他障害者	老人控対配	医療費	土地等事業雑
分離短期譲渡	老年者	同居老親等	社会保険料	分離短期譲渡
分離長期譲渡	寡婦	老人扶養	小規共済掛金	分離長期譲渡
株式等の譲渡	特別寡婦	特定扶養	生命保険料	株式等の譲渡
上場株式配当	寡夫	16歳未満	寄附金	上場株式配当
先物取引	配偶者	その他扶養	地震保険料	先物取引取得
山林		同居特別障害	障老寡学	山林
退職		特別障害	配偶者特別	退職
		その他障害	配偶扶養基礎	

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

16歳未満の被扶養者数は、平成23年度以前分については、その他扶養に含まれています。
 〇印は該当する事を示します。

その他の事項

※本様式は一例です。課税証明書の様式は市町村によって異なります。

上記のとおり証明します。
 平成 年 月 日

見本

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外の合計所得区分	営業所得		不動産所得		配当所得		雑所得		確定拠出年金									
	給与所得			総所得金額①																	
	その他の所得計																				
所得控除	雑損		障・寡・勤		控除	扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失	特同	老未	その	同特	他	特	他	特	寡	特	寡	夫	生
	医療費		配偶者			特同	老未		その	同特	他	特	他	特	寡	特	寡	夫	生		
	社会保険料		配偶者特別			特同	老未		その	同特	他	特	他	特	寡	特	寡	夫	生		
	小規模企業共済		扶養			特同	老未		その	同特	他	特	他	特	寡	特	寡	夫	生		
	生命保険料		基礎			特同	老未		その	同特	他	特	他	特	寡	特	寡	夫	生		
地震保険料		所得控除合計②		特同	老未	その	同特	他	特	他	特	寡	特	寡	夫	生					
(摘要)																					

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

税額	税額控除前所得割額 ④	
	市町村民税 税額控除額 ⑤	
	市町村民税 所得割額 ⑥	
	市町村民税 均等割額 ⑦	
	道府県民税 税額控除前所得割額 ④	
	道府県民税 税額控除額 ⑤	
	道府県民税 所得割額 ⑥	
	道府県民税 均等割額 ⑦	
	特別徴収税額 ⑧	
	控除不足額 ⑨	
	既充当額 ⑩	
既納付額 ⑪		
差引納付額(⑧-⑩-⑨、⑩)		
変更前税額 ⑫		
増減額(⑧-⑫)		
変更月		

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
	所	個人番号
	様方	

あなたの特別徴収税額の記載事項に不服がある場合は、この通知書の記載事項に不服がある(町・村)長が被告の地位にあることとされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日

市長村長 氏 名 ⑮

納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問合せ先

市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します
※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します